



熊本県公報

号外 第 3 1 号

平成 24 年 7 月 13 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○被災者生活再建支援法の対象となる自然災害…………… (健康福祉政策課) 1

告 示

熊本県告示 908 号の 3

平成 24 年 7 月 12 日、熊本市、阿蘇市、阿蘇郡南阿蘇村及び球磨郡相良村の区域内において発生した大雨による災害を被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)の対象となる自然災害とする。

平成 24 年 7 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫